

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6年 9月 6日

千歳市長 横田 隆



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
名称 千歳市廃棄物焼却処理施設
位置 千歳市美々758番地の54、758番地の52の一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

都市計画変更の理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（千歳市決定）

2. 都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場については、人口増加と生活水準の向上に伴い、廃棄物排出量が増加しているため、文化都市にふさわしい処理体制の整備をはかるべく、昭和 60 年度に千歳市廃棄物焼却処理施設を当初決定した。

その後、ごみの広域処理を行うため、平成 30 年度に道央廃棄物処理組合焼却施設を追加決定し現在に至っている。

3. 都市計画変更の目的

千歳市及び周辺市町で構成する道央廃棄物処理組合は、北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、関係市町の一般廃棄物処理計画との整合を図りつつ「ごみ処理広域化基本計画」を策定した。

ごみ処理広域化基本計画に基づき、一定のごみ量で安定した焼却を行うことで、ダイオキシン類や二酸化炭素の排出量を軽減し、また、施設の集約化により経済的負担の縮減を行うため、整備された道央廃棄物処理組合焼却施設が令和 6 年度に供用を開始したことに伴い、供用停止した千歳市廃棄物焼却処理施設を廃止する。

4. 都市計画変更の内容

千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の「千歳市廃棄物焼却処理施設」を廃止する。

千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（千歳市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の1号千歳市廃棄物焼却処理施設を廃止し、番号を改める。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	道央廃棄物処理組合焼却施設	千歳市根志越 2533 番地の1、2534 番地の1、2532 番地の11	約 4.3ha	処理能力 79t/24h×2 炉

「区域は計画図表示のとおり」

(理 由)

道央廃棄物処理組合が策定した「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、ごみの広域処理を行う道央廃棄物処理組合焼却施設の供用開始に伴い、供用停止した千歳市廃棄物焼却処理施設を廃止する。

新 旧 対 照 表

新 旧	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	ごみ焼却場名			
新	1	道央廃棄物処理組 合焼却施設	千歳市根志越 2533 番地の 1、2534 番地 の 1、2532 番地の 11	約 4.3ha	処理能力 79t/24h×2 炉
旧	1	千歳市廃棄物焼却 処理施設	千歳市美々758 番地 の 54、758 番地の 52 の一部	約 1.8ha	処理能力 97.5t/24h×2 炉
	2	道央廃棄物処理組 合焼却施設	千歳市根志越 2533 番地の 1、2534 番地 の 1、2532 番地の 11	約 4.3ha	処理能力 79t/24h×2 炉

